

自動積立定期預金規定 (積立定期預金 ふれあい・メロディ)

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか1回あたり100円以上とし、現金、小切手その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ずこの預金の通帳をお持ちください。

2. (受入証券類の決済・不渡り)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (口座振替による預入れ)

- (1) 振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法等は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その月の口座振替は行いません。
 - ①振替指定口座の残高(貸越金が発生または増加するとき)が振替金額に満たないとき。
 - ②口座振替による預入れによりこの預金口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- (3) 振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

4. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金は、次のとおり取扱います。

- (1) 預入れ(後記(4)に規定する継続を含みます。)のつど、各別の3年後の応当日を満期日とする自動継続期日指定定期預金(以下、期日指定定期預金といいます。)とします。
- (2) 同一日に預けられた預金はこれを取りまとめ1口の期日指定定期預金とします。
- (3) 期日指定定期預金は継続の停止または解約の申出のない限り満期日に元利合計額および満期日に預入れがある場合は、これを合算した金額をもって期日指定定期預金として自動継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。
- (5) 期日指定定期預金の満期日は預入れ日から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以降に支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないまま3年後の応当日が到来した場合も含みます。)は、満期日の変更はなかったものとします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(または継続日)現在における店頭掲示の預金利率表(以下「預金利率表」といいます)記載の期日指定定期預金利率によって計算します。
その利息は、預入日(または継続日)から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、満期日に元金とともに支払います
 - A. 預入日(または継続日)から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
預金利率表記載の「2年未満」の利率
 - B. 預入日(または継続日)から満期日までの期間が2年以上の場合
預金利率表記載の「2年以上」の利率

(2) 自動継続となった預金の利息についても前項と同様の方法により計算いたします。ただし、この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3) この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	2年以上の利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満	2年以上の利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満	2年以上の利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満	2年以上の利率×70%
F. 2年6か月以上3年未満	2年以上の利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

6. (預金の解約・書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに当店に提出してください。

(3) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで、この預金を1口毎に順次解約いたします。

(4) 解約する順序は特に指定のない限り、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。

7. (届出事項の変更・通帳の再発行等)

(1) この預金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡・質入の禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合も同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印をして通帳とともに直ちに当行に提出して

ください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (規定の変更等)

(1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

2024年1月4日改定